

国における死因究明等の取組みについて

内閣府死因究明等施策推進室

【資料】	(ページ)
1. 死因究明等施策の主な経緯	1
2. 死因究明等推進計画の推進状況（令和元年6月末現在）	2
3. 死因究明等推進基本法の概要	3
4. 死因究明の目的と対象範囲	4
5. 死体解剖保存法に基づく解剖制度の概要	5
6. 死因究明等推進協議会	6
7. 死因究明等推進協議会の設置状況	7
8. 地方協議会の構成員	8
9. 死因究明等推進施策関係予算状況調べ（令和2年度予算概算要求）	9
10. 令和2年度 死因究明等体制の充実に向けた支援（概要）	10

死因究明等施策の主な経緯

背景

- 平成18年7月 パロマ給湯器事件（一酸化炭素中毒死）表面化
- 平成19年6月 時津風部屋力士暴行死事件
- 平成23年3月 東日本大震災

死因究明体制の強化・身元確認のための態勢整備が求められるに至った

	平成24年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●死因究明等の推進に関する法律 成立 [施行:平成24年9月21日]※2年の時限立法 ●警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 成立 [施行:平成25年4月1日]
推進法	平成24年10月	●第1回死因究明等推進会議 開催 [会長:内閣官房長官]
	平成24年10月～平成26年4月	●死因究明等推進計画検討会における議論(全18回)
	平成26年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回死因究明等推進会議 開催 ●死因究明等推進計画 閣議決定
	平成26年9月	<ul style="list-style-type: none"> ●当面の死因究明等施策の推進について 閣議決定(※推進法失効後の施策の推進) ●死因究明等の推進に関する法律 失効(※推進法失効後も推進計画に基づく取組み実施)
基本法	令和元年6月	●死因究明等推進基本法 成立 [施行:令和2年4月1日]
	令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ●死因究明等推進基本法 施行 (主な内容) ・死因究明等推進本部 設置 [本部長:厚生労働大臣] ・死因究明等推進計画の案の作成 等

死因究明等推進計画の推進状況（令和元年6月末現在）

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会

- ・令和元年6月末において、37都道府県に死因究明等推進協議会が設置
- ・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の財政支援を実施
- ・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結

災害

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

大学

- ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を要請
- ・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備のため、国公私立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金を通じて支援

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

検視官

- ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施

鑑識官

- ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

検案医

- ・厚生労働省において、平成30年度中、日本医師会に委託して「死体検案研究会（基礎）」を9月に東京で実施（修了者202名）し、また、「死体検案研修会（上級）」を東京（10月・12月）、大阪（11月・2月）でそれぞれ実施（修了者計115名）

CT等

- ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例を検証
- ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を平成30年2月、東京で実施（修了者188名）
- ・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を作成・掲載
- ・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

臨場率

- ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、平成30年中における検視官の臨場率が80.0%に向上

解剖

- ・平成30年中、司法解剖8,253体、死因・身元調査法に基づく解剖3,105体、その他の解剖（監察医による解剖・遺族の承諾による解剖）8,986体を実施
- （警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く）

鑑識官

- ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を61の海上保安部署に配備

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

支援

- ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施

研究

- ・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」を推進

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

薬毒物CT

- ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進
- ・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築

科捜研

- ・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

DNA

- ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始

歯科

- ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

通報

- ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係係行政機関に通報

遺族説明

- ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧な説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
- ・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

死因究明等推進基本法の概要

目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながる事、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
- ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
- ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長：厚生労働大臣、本部長(10名)：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

検討【附則第2条】

国は、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について、本法施行後3年を目途として検討を加えるものとする。

死因究明の目的と対象範囲

(死因究明等の推進に関する法律)

公衆衛生等



人口動態統計(死亡統計)の正確性の確保、公衆衛生の向上

刑事責任の追及等



犯罪捜査又は犯罪死見逃し防止、被害の拡大及び再発の防止

死者と遺族の権利利益

亡くなった理由を知りたいとの遺族の思いへの対応

何のため

死因究明の手法

診察医による死亡診断

死体検案

CT診断

解剖

薬毒物検査

など

「死因究明等推進計画」の推進

①死体検案医の研修、②都道府県での地方協議会設置促進と
国との円滑な連携、③解剖医の確保とキャリアパス形成 など

対象範囲

(平成30年末時点)



▲ 犯罪死 事故死

▲ 自殺、急死(救急)、在宅死など

▲ 長期入院中の病死

死体解剖保存法に基づく解剖制度の概要

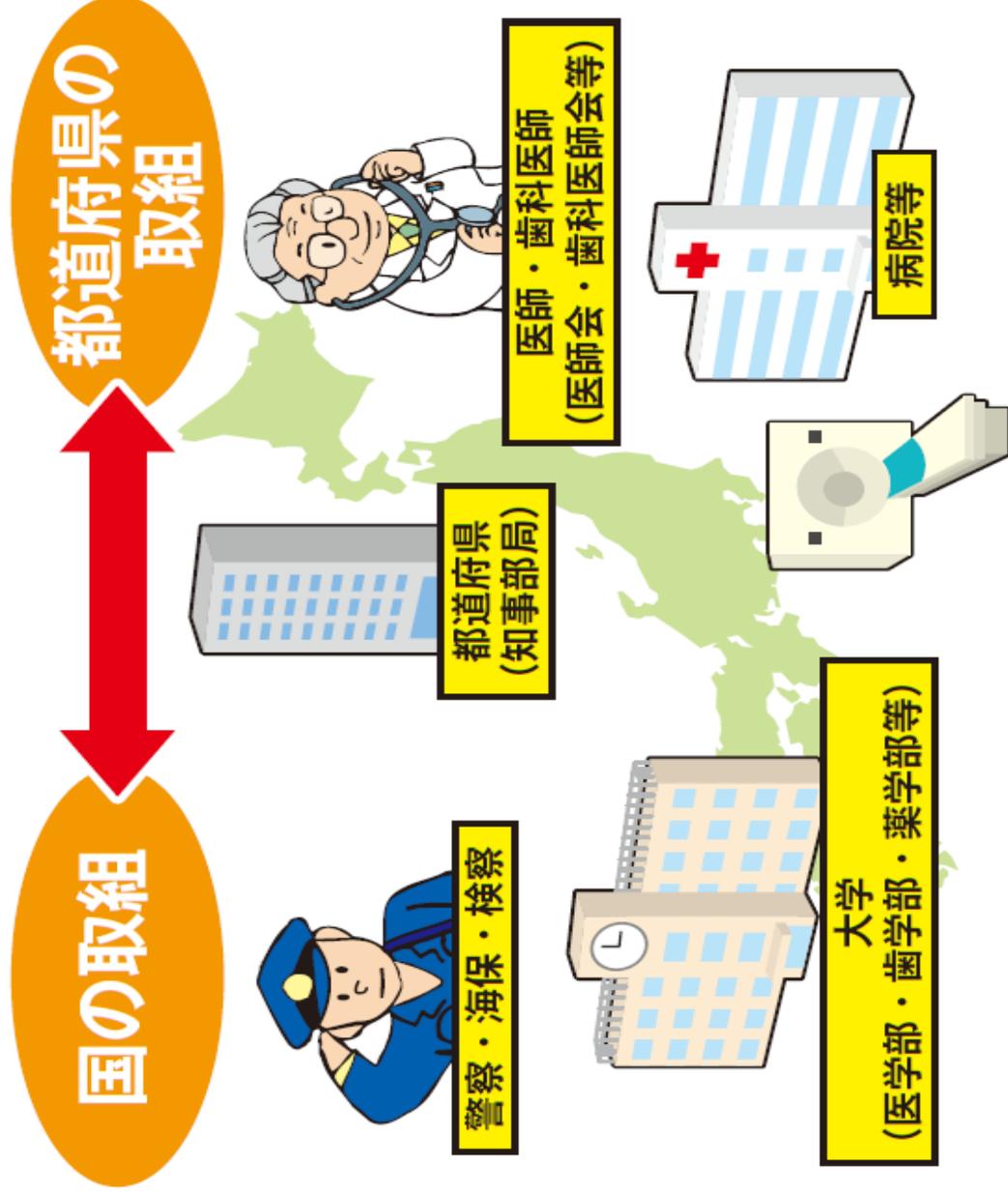
○死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。(死体解剖保存法第2条)
 ○ただし、以下のいずれかに該当する場合には、保健所長の許可が無くても、解剖を実施できる。

解剖の種類	目的	根拠法令	解剖を判断する者	遺族の承諾	備考
学識技能を有する医師等が厚生労働大臣の認定を受けて実施する解剖	研究等に資するため、遺族の承諾を得て行われる場合	死体解剖保存法第2条第1項	解剖を実施する医師等	必要	※ただし、以下の場合には、遺族の承諾を必要としない。 ・死亡確認後30日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合 ・2人以上の医師(うち1人は歯科医師であってもよい)が診療中であった患者が死亡した場合に、主治の医師を含む、2人以上の診療中の医師等が死因を明らかにするために特にその解剖の必要を認め、且つ、遺族の所在が不明であり、又は、遺族が遠隔の地に居住する等の事由により、遺族の諾否の判明を待っていは解剖の目的がほとんど達せられないとき
解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が実施する解剖	伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、検案によっても死因の判明しない場合	死体解剖保存法第2条第3項	政令で定める地を管轄する都道府県知事	必要なし	
監察医による解剖	犯罪捜査の一環として、犯罪性によることが明らかでない死体またはその疑いのある死体の死因を明らかにする場合	死体解剖保存法第2条第4項 (刑事訴訟法第168条等)	裁判所	必要なし	
刑事訴訟法に基づく解剖(司法解剖)	原因調査上必要があると認める場合	死体解剖保存法第2条第5項 (食品衛生法第59条)	都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	必要 (ただし、法第59条第2項の規定※により解剖する場合は必要ない)	※その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。
食品衛生法に基づく解剖	検疫法にに基づく解剖	死体解剖保存法第2条第6項 (検疫法第13条)	検疫所長	必要 (ただし、法第13条第2項後段の規定※に該当する場合は必要ない)	※その死因を明らかにするため解剖を行う必要があるが、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待っていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。
死因・身元調査法※に基づく解剖 ※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)	警察等(警察及び海上保安庁をいう。)が取り扱う死体(犯罪捜査の継続が行われる死体を除く。)について、死因を明らかにするために特に必要があると認める場合	死体解剖保存法第2条第7項 (死因・身元調査法第6条)	警察署長	必要なし※	※ただし、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要であることを説明しなければならない。

死因究明等推進協議会

38都道府県で開催

愛媛県	北海道	大阪府
福岡県	福井県	鳥取県
東京都	三重県	長野県
滋賀県	千葉県	大分県
新潟県	山口県	山形県
秋田県	愛知県	沖縄県
岡山県	佐賀県	福島県
茨城県	広島県	長崎県
高知県	徳島県	神奈川県
静岡県	石川県	京都府
兵庫県	富山県	香川県
岐阜県	群馬県	山梨県
埼玉県	栃木県	



死因究明等推進協議会の設置状況

＜死因究明等推進協議会が設置・開催済みの都道府県＞ 38都道府県

年	設置都道府県 (※日付は第1回協議会が開催された日)
平成26年度	愛媛 (8月19日)
平成27年度	福岡 (4月13日)、東京 (5月15日)、滋賀 (6月2日) 新潟 (7月27日)、秋田 (8月19日)、岡山 (11月19日) 茨城 (12月7日)、高知 (1月26日)、静岡 (2月2日) 兵庫 (2月3日)、岐阜 (2月17日)、埼玉 (2月17日) 北海道 (2月26日)、福井 (2月26日)、三重 (3月16日) 千葉 (3月18日)
平成28年度	山口 (7月14日)、愛知 (7月27日)、佐賀 (10月5日) 広島 (11月1日)、徳島 (1月30日)、石川 (3月21日) 富山 (3月30日)
平成29年度	群馬 (9月14日)、栃木 (9月27日)、大阪 (11月15日) 鳥取 (12月13日)、長野 (1月30日)、大分 (3月28日)
平成30年度	山形 (5月24日)、沖縄 (8月2日)、福島 (8月8日) 長崎 (2月14日)、神奈川 (2月26日) 京都 (3月27日)、香川 (3月28日)
令和元年度	山梨 (8月27日)

地方協議会の構成員

【知事部局・医師会・歯科医師会・大学（法医学等）・地検・警察・海保以外の構成員】

	愛媛	福岡	東京	滋賀	新潟	秋田	岡山	茨城	高知	静岡	兵庫	岐阜	埼玉	北海道	福井	三重	千葉
病院協会				●			●					●					
保健所長				●			●								●		
薬剤師会				●								●			●		
医師・技師			①		②		③④	⑤⑥	⑦		①③				⑤		
その他			⑧		⑨								⑤				
	山口	愛知	佐賀	広島	徳島 ^注	石川	富山	群馬	栃木	大阪	鳥取	長野	大分	山形	沖縄	福島	
病院協会	●	●							●								
保健所長		●															
薬剤師会																	
医師・技師	⑤	③		③⑤	②					①②						⑤	
その他		⑩								①②⑬	⑫⑭⑮						

※ ①監察医、②救急医、③放射線医、④小児科医、⑤病理医、⑥筑波剖検センター、⑦診療放射線技師会
 ⑧学識経験者、⑨消防長会、⑩県防災局、⑪公衆衛生、⑫訪問看護、⑬住民代表
 ⑭介護支援、⑮児童対策

死因究明等推進施策関係予算状況調べ(令和2年度予算概算要求)

(単位:百万円)

	内 容	令和2年度 概算要求額	令和元年度 予算額
警察庁	総 額	3,055.2	2,939.7
	司法解剖に要する経費	2,200.3	2,091.9
	検視に要する経費	182.9	215.2
	死体の調査及び検査に要する経費	332.8	319.4
	死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	256.7	228.0
	死体関連初動捜査の推進に要する経費	2.1	2.1
	検視支援装置の整備に要する経費	19.1	21.1
	遺体保冷库の整備に要する経費	0.8	1.6
	死体取扱業務に係る教養に要する経費	50.9	50.9
	身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	9.6	9.5
法務省	総 額	163.2	152.9
	司法解剖に伴う経費	160.1	149.8
	検視に要する経費	3.1	3.1
文部科学省	総 額		453.0
	死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費(※)	※	378.0
	基礎研究医養成活性化プログラム	247.0	75.0
厚生労働省	総 額	216.0	215.9
	異状死死因究明支援事業	107.5	107.5
	異状死死因究明支援事業等に関する検証事業	40.8	40.7
	死体検案講習会費	19.5	19.5
	死亡時画像読影技術等向上研修	11.2	11.2
	監察医制度の在り方に関する検討会費	0.5	0.5
	死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36.5	36.5
	死亡時画像診断システム等整備事業(医療施設等設備整備費補助金(25億円)及び医療施設等施設設備費補助金(28億円)の内数) ※令和2年度概算要求額		
海上保安庁	総 額	185.9	127.1
	解剖経費	43.1	40.3
	死亡時画像診断経費	4.5	4.6
	歯牙鑑定経費	1.0	1.0
	検視等医師立会経費	0.9	1.0
	死因究明等に係る研修経費	15.6	7.9
	検視及び死体の調査・検査等に要する経費	120.8	72.3
	総 計	3,620.3	3,888.6
		※文科省除く	

※国立大学法人運営費交付金・令和2年度概算要求額等の内数
(注)四捨五入の関係等で、計数は必ずしも一致しない。

令和2年度 死因究明等体制の推進に向けた支援（概要）

令和2年度概算要求額（令和元年度予算額）
216,025千円（215,892千円）

○異状死死因究明支援事業

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効性や有効に行うための条件等を検証するため、引き続き、小児死亡例に対する死亡時画像診断を実施する。

107,544千円（107,506千円）

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

40,759千円（40,664千円）

○死体検案講習会費

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

19,526千円（19,526千円）

○死亡時画像読影技術等向上研修

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。また、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報モデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

11,234千円（11,234千円）

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

36,498千円（36,498千円）

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。

（医療施設等設備整備費補助金（令和2年度概算要求額25億円）、医療施設等施設整備費補助金（令和2年度概算要求額28億円）の内数）

○監察医制度の在り方に関する検討会経費

死因究明等推進計画を踏まえ、監察医の在り方を検討する。

464千円（464千円）

異状死死因究明支援事業

令和2年度概算要求額
107,544千円（107,506千円）

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。（ただし、「警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第六条の規定に基づき実施する解剖等を除く。）

事業内容

- ① 法医学教室との連携等による独自の行政解剖実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断（小児死亡事例に対する死亡時画像診断を含む）
- ③ 地方公共団体が設置する協議会に関係機関・団体等の参加
を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、死因究明の体制づくりを推進。

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

令和2年度概算要求額 40,759千円(40,664千円)

○ 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にもない、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。

※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡))。

- ・集団を対象とすること
- ・傾向の変化を迅速に把握すること
- ・集団への介入を行うこと

(参考) 統計法(平成19年法律第53号)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

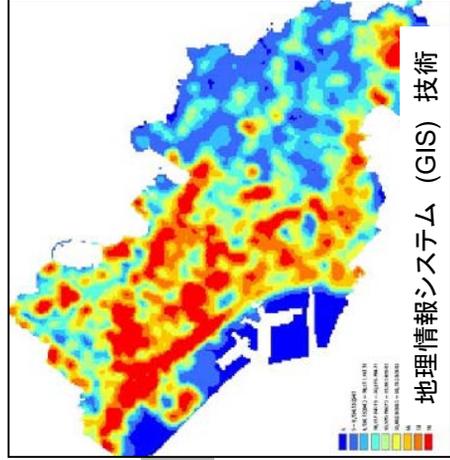
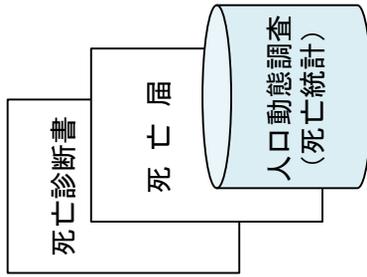
- ① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化
 - 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析登録システム等

異状死死因究明支援事業のデータ
(解剖・死亡時画像診断実施例の情報)



登録システム等

- ② 「全ての死」を網羅的に把握・分析
 - 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)



【情報提供】

死因情報を地理的に解析し、地域における予防可能な死の傾向に関する情報を提供

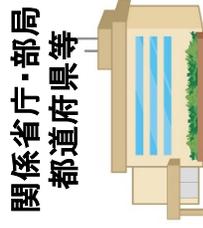
情報提供



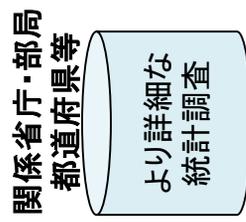
データ検証

名簿

1. 氏名
2. 死因
3. 保健所コード
-



関係省庁・部局
都道府県等



関係省庁・部局
都道府県等

より詳細な
統計調査

【より詳細な統計調査への協力】
統計を作成するための調査に係る名簿を作成し提供

死体検案講習会(日本医師会へ委託)

令和2年度概算要求額 19,526千円(令和元年度予算額19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

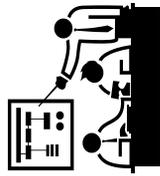
- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング(実習)を受けて症例報告

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。



【具体的な取組み】

- 平成26年度以降
 - ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催(平成25年度までは全国1箇所のみ)
 - ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

終了

死亡時画像読影技術等向上研修(日本医師会へ委託)

令和2年度概算要求額 11,234千円 (令和元年度予算額11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

(開催回数) 年3回(医師1回、診療放射線技師2回) (受講期間)2日間

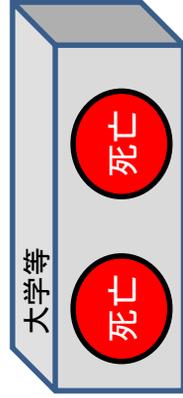
(受講者定数) 約150人 ※平成28年度受講者数182人(医師98名、診療放射線技師84名)

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考)小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設
(死亡時画像を撮影できる施設)



院外死亡事例

画像データ等を
分析委員会へ提供



モデル事業では、
・死亡時画像を撮影できる医療機関、施設等
・死因究明支援事業を実施している大学等を協力施設とする。

分析体制

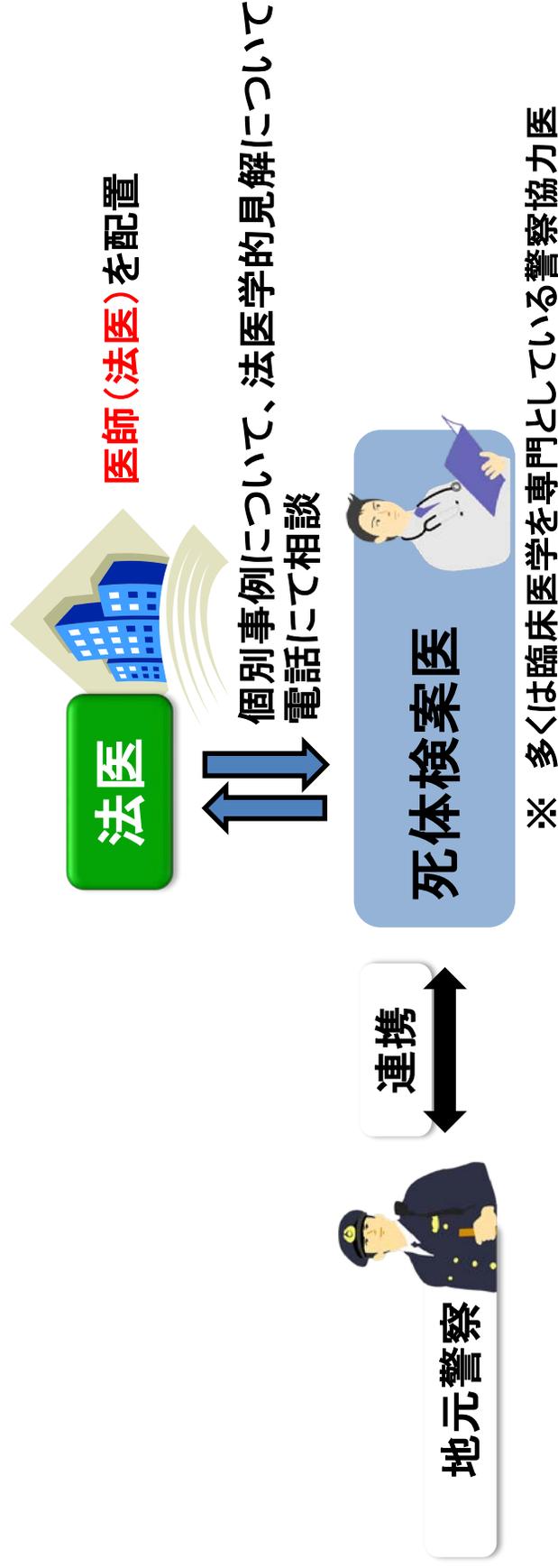
<日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置(分析委員会)>
関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成

- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有効性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和2年度概算要求額36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画（平成26年）においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



- 死因診断の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因診断が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**